

府中市住宅マスタープラン（案）に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見の提出期間

平成25年11月21日（木）から12月20日（金）まで

2 意見の提出者等

提出者数	件数	意見の提出方法別の人数				
		Eメール	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
1人	3件	1人	0人	0人	0人	0人

3 意見の概要及び意見に対する市の考え方

	意見の概要	市の考え方
1	本計画の推進主体は「府中市」ということになるのですが、計画を推進するにあたり、計画の全体を統括する責任部署を明示してほしい。	本計画の推進にあたり、全体を統括する部署は住宅勤労課となり、計画書の製本時には奥付に「編集・発行 生活環境部住宅勤労課」等の記載をすることで責任部署を明記する予定です。
2	本計画に基づく施策の実施状況及び成果に関する「評価」について、「客観性・透明性」を担保する必要から施策の推進部署以外の第三者が定期的に行う仕組みを設けてほしい。	<p>現計画（第2次プラン）では数値目標を設定していないため、施策の成果に対して客観的に評価することが難しくなっております。</p> <p>このため、本計画では3つの基本方針に関連する数値目標を設定することで、客観的に施策の推進状況を評価できるようにしており、定期的に進捗状況を管理いたします。</p> <p>また、次期計画の策定時には住宅施策の専門家等から構成される検討協議会等でも本計画の評価について確認したうえで次期計画を検討いただくことで、評価の「客観性・透明性」を向上させるとともに、次期計画の目標等の設定に活用できるものと考えております。</p>
3	現在の市のホームページを見る限りでは住宅マスタープランの管理を担当する部署が住宅勤労課であることが記載されておらず、住宅問題に関する担当部署についてもどの部署が担当しているのか不明なため、本計画の策定を機にホームページの記載内容を改善してほしい。	<p>ご指摘のとおり、現在のホームページでは住宅勤労課の業務として住宅マスタープランの進行管理に関する記載がございません。</p> <p>また、住宅問題に関する事業は非常に多岐にわたり、高齢者や障害者を対象とした事業においては福祉的な施策とも密接に関連しているため、担当する部署を一元化することが出来ず、住宅に関する施策全体が見えにくい状態となっております。</p> <p>このため、本計画で新たな取組として掲げている「住まいに係る情報提供の充実の検討」の一環としてホームページの記載内容等を含め、改善策を検討してまいります。</p>